

第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

第14節 一般取扱所

第1	一般取扱所の規制の概要
----	-------------

○ 一般取扱所の規制

危険物を原料とし、種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制される。また、危険物の取扱い形態が類型化できるものについては、施設の形態に対応した危政令第19条1項の基準の特例（危政令第19条第2項）が定められている。その他、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱う一般取扱所（危政令第19条第3項）及びアルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所（危政令第19条第4項）においても、危険性に応じた特例が定められている。

区分については、下表のとおりとする。

第1-1 一般取扱所の区分

区 分		危 政 令	危 規 則
一 般 取 扱 所		19条第1項	
類 型 化 さ れ た 一 般 取 扱 所	類型化された一般取扱所の基本的事項	19条第1項・第2項	28の54
	① 吹付塗装作業等	19条第1項・第2項	28の55
	①の2 洗浄作業等	19条第1項・第2項	28の55の2
	② 焼入れ作業等	19条第1項・第2項	28の56
	③ ボイラー等	19条第1項・第2項	28の57
	④ 充填	19条第1項・第2項	28の58
	高引火点危険物	19条第1項・第2項	28の62
	⑤ 詰替え	19条第1項・第2項	28の59
	⑥ 油圧装置等	19条第1項・第2項	28の60
	⑦ 切削装置等	19条第1項・第2項	28の60の2
	⑧ 熱媒体油循環装置	19条第1項・第2項	28の60の3
⑨ 蓄電池設備	19条第1項・第2項	28の60の4	
⑩ 複数の取扱形態を有する一般取扱所	19条第1項・第2項	H10.3.16 消防危第28号	
	高引火点危険物の一般取扱所	19条第1項・第3項	28の63 28の64
	アルキルアルミニウム等の一般取扱所	19条第1項・第4項	28の63 28の64
	アセトアルデヒド等の一般取扱所	19条第1項・第4項	28の63 28の65
	ヒドロキシルアミン等の一般取扱所	19条第1項・第4項	28の63 28の66

第2	一般取扱所の基準
----	----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第19条第1項

危政令第9条第1項の規定は、一般取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について準用する。

※ 一般取扱所には、様々な形態があり、その規模、危険物の取扱量等も異なるが、危険物の取り扱いを行う施設であるということから製造所の基準が準用される。

参照

○ 「危政令第9条第1項の規定」－第1節「製造所」

第14節 一般取扱所
第3 類型化された特例の一般取扱所

第3	類型化された特例の一般取扱所
----	----------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第19条第2項

次に掲げる一般取扱所のうち総務省令【危規則第28条の54】で定めるものについては、総務省令で、前項に掲げる基準の特例【危規則第28条の55～第28条の60の4】を定めることができる。

条 項	内 容
第1号	専ら吹付塗装作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第1号の2	専ら洗浄の作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第2号	専ら焼き入れ作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第3号	危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第4号	専ら車両に固定されたタンクに危険物を注入する作業を行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第5号	専ら容器に危険物を詰め替える作業を行う一般取扱所
第5号の2	危険物を用いた蓄電池を製造し、又は充電し、若しくは放電する作業を専ら行う一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第6号	危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第7号	切削油として危険物を用いた切削装置又は研削装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第8号	危険物以外の物を加熱するための危険物を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所
第9号	危険物を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の54（特例を定めることができる一般取扱所）
 危政令第19条第2項の総務省令で定める一般取扱所は、次の各号に掲げる一般取扱所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

条 項	内 容
第1号	専ら塗装、印刷又は塗布のため危険物（第二類の危険物又は第四類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）
第1号の2	専ら洗浄のために危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）
第2号	専ら焼き入れ又は放電加工のために危険物（引火点が70℃以上の第四類の危険物に限る。）を取り扱う一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）
第3号	危険物（引火点が40℃以上の第四類の危険物に限る。）を消費するボイラー、バーナーその他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）
第4号	専ら車両に固定されたタンクに液体の危険物（アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等及びヒドロキシルアミン等を除く。この号において同じ。）を注入する一般取扱所（当該取扱所において併せて液体の危険物を容器に詰め替える取扱所を含む。）
第5号	専ら固定した注油設備によって危険物（引火点が40℃以上の第四類に限る。）を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあつては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入する一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの

<p>第5号の2</p>	<p>以下のイからハまでに掲げる一般取扱所（建築物に存するもの（建築物の一部に存するものを除く。）にあっては、当該建築物に設備等技術基準の例により、建築物の一部に存するもの（建築物の一部に存するもの）にあっては、当該建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分に設備等技術基準に従って、消防用設備等が設置され、及び維持されているものに限る。）</p> <p>イ危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を用いた蓄電池を製造する作業（告示で定める基準に適合する蓄電池を製造する作業に限る。）（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業を除き、蓄電池を製造する作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所</p> <p>ロ危険物を用いた蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業（蓄電池又は蓄電池を用いた製品を組み立てる作業に付随して当該蓄電池を充電し、又は放電する作業を含む。）を専ら行う一般取扱所</p> <p>ハ危険物を用いた蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等を伴うものに限る。）（イ又はロの作業に付随するものを除く。）を行う一般取扱所</p>
<p>第6号</p>	<p>危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所その他これに類する一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が50未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）</p>
<p>第7号</p>	<p>切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置その他これらに類する装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所（高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものに限る。）で指定数量の倍数が30未満のもの（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）</p>

	る。)
第8号	危険物以外の物を加熱するための危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所で指定数量の倍数が30未満のもの
第9号	危険物（リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第二類又は第四類の危険物に限る。）を用いた蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

留意事項

- 設備単位で規制される一般取扱所において、危政令第19条第2項各号で同一のものの危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、複数の設備を一の一般取扱所として、その周囲に幅3m以上の空地を保有することをもって足りる。(平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問27)
- 同一室内に設備単位で規制される一般取扱所で、危政令第19条第2項の異なった号の危険物を取り扱う設備を複数設置する場合、危険物を取り扱う設備周辺に設ける幅3m以上の空地は、相互に重なってはならない。(平成元年3月1日消防危第14号「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」)
- 1棟の建築物の中に令第19条第2項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所を複数設置することができる。(平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問22)
- 部分規制の一般取扱所として取り扱うことができる工程と連続して、危険物を取り扱わない工程がある場合、その工程を含めて区画し危政令第19条第2項に規定する一般取扱所とすることができる。(平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問23)
- 設置しようとする一般取扱所が第1項及び第2項等の複数の基準を満足する場合いずれの技術基準を適用するかは、設置者の意思により選択できるものである。(平成元年3月1日消防危第14号「危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の施行について」)

- 危険物により機械部品等の洗浄作業を行う一般取扱所は、危規則第28条の54第1号（塗装、印刷又は塗布）に定める一般取扱所に該当しない。（平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問24）

図3-1 部分規制（区画室単位）の一般取扱所の設置例

図4-2 部分規制（設備単位）の一般取扱所の設置例

第4	専ら吹付塗料作業等を行う一般取扱所
----	-------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の55（専ら吹付塗料作業等を行う一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第1号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第1号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 一 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。
 - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
 - 三 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、窓を設けないこと。
 - 四 建築物の一般取扱所の用に供する部分の出入口には、特定防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁及び当該部分以外の部分との隔壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
 - 五 液状の危険物を取り扱う建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備を設けること。
 - 六 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
 - 七 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある建築物の一般取扱所の用に供する部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
 - 八 換気の設備及び前号の設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

留意事項

- 「一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とする。」について、当該外壁の周囲に空地を確保することにより、その構造を不燃材料とすることはできない。(平成元年7月4日消防危第64号「質疑」問26)
- 次のものは「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」として認められる。
 - 1 建設省告示第1675号第2号の1のへに適合する壁(75mm以上の高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル)(平成2年10月31日消防危第105号「質疑」問1)
 - 2 「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1399号)第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床(令和5年3月24日消防危第63号「質疑」問8)
 - 3 建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号(第1号にあっては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。)の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床(令和5年3月24日消防危第63号「質疑」問9)
- 「必要な採光、照明設備」とは、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されていれば採光は設けないことができる。(平成元年5月10日消防危第44号「質疑」問14 準用)
- 必要な採光を屋根面に採る場合は、延焼のおそれの少ない場所であって、かつ、採光面積を最小限度にとどめた場合に限り、鉄材で補強されたガラスブロック又は網入りガラスとすることができる。(*)
- 「防火上有効にダンパー等を設ける」とは、例えば当該一般取扱所を区画する部分にダクトが貫通するとき、その貫通部分又は近接部分に防火ダンパーを設けることをいう。(*)
- 他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置しても差し支えない。(平成2年3月31日消防危第28号「質疑」問5)

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「延焼のおそれのある外壁」－別記6「延焼のおそれのある外壁」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「可燃性の蒸気又は可燃性の微粉を屋外の高所に排出する設備」－第1節「製造所－第10採光、照明、換気設備及び排出設備」

参考図

図5-1 一般取扱所の区画室の構造例

図5-2 設置することができない部分

図 5-3 外壁の構造

第5	専ら洗浄作業等を行う一般取扱所
----	-----------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の55の2（専ら洗浄作業を行う一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第1号の2の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第1号の2の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 一 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
 - 二 危険物を加熱する設備には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
 - 三 危規則第28条の55第2項各号に掲げる基準に適合するものであること。
 - 3 危規則第28条の54第1号の2の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られ、かつ、天井を有しない平屋建の建築物に設置すること。
 - 二 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
 - 三 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
 - 四 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又

は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。

五 前号のただし書きの設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。

六 危規則第28条の55第2項第6号から第8号まで並びに前項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第55条第2項各号に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「屋外の高所に有効に排出できる設備」－第1節「製造所－第10採光、照明換気設備及び排出設備」

第6	専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所
----	------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の56（専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所）
- 1 危規則第28条の54第2号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条で定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第2号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の基準に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 一 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とするとともに、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
 - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、上階がある場合にあっては上階の床を耐火構造とし、上階のない場合にあっては屋根を不燃材料で造ること。
 - 三 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
 - 四 危規則第28条の55第2項（第2号を除く。）に掲げる基準に適合するものであること。
 - 3 危規則第28条の54第2号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもの）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 一 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
 - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号にお

- いて同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
- 三 危規則第28条の55第2項第6号から8号まで、前条第3項第1号及び前項第3号に掲げる基準に適合するものであること。

留意事項

○ 焼入れ

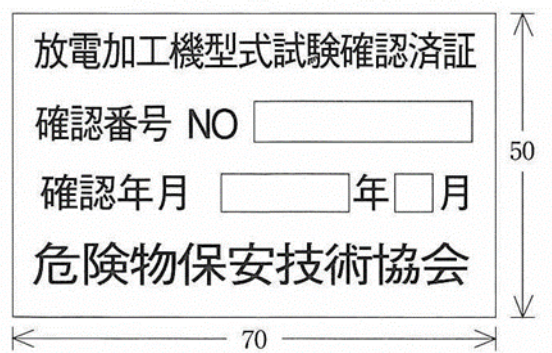
焼入れとは、主として鉄鋼製機械部品の耐疲労性、耐磨耗性の向上などを目的とする熱処理の一つの方法であり、焼入れを行う装置には、加熱装置と冷却装置が一体となったものや別置きのものがある。本規定でいう焼入れとは、冷却装置に油を使用するもので、炉の燃料として使用する油を含め引火点が70℃以上の第4類の危険物を使用するものに限られる。(指導)

○ 放電加工機

- 1 放電加工機とは、電気絶縁性が高い加工液（油）中で工具を電極として工作物に接近させ、工具と工作物との間に10～50μm程度の間隔を保って過渡アーク放電を繰り返し発生させ、放電の際の熱と圧力の作用で工作物の表面を加工するものである。加工液には、粘度の低いスピンドル油が使用されるが、灯油が代用されることがある。放電加工機の構造は、機械本体と加工液供給装置で構成され、機械本体は電極送り機構と加工槽等からなっている。(指導)
- 2 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置すること。(指導)
 - (1) 液温検出装置
加工液の温度が設定温度（60℃以下）を超えた場合に、直ちに加工を停止する装置
 - (2) 液面検出装置
加工液の液面が設定位置より低下した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
 - (3) 異常加工検出装置
極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
 - (4) 自動消火装置
加工液に引火したとき、自動的に火災を感知し、直ちに加工を停止させるとともに警報を発し、消火できる機能を有する装置
- 3 放電加工機の本体については、危険物保安技術協会が「放電加工機の火

災予防に関する基準」により安全装置等の安全性を確認したものに対し「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されているので、貼付済みのものを設置すること。(昭和61年1月31日消防危第19号「放電加工機の取扱いについて」抜粋)

図6-1 放電加工機型式試験確認済証



参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第55条第2項各号に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「危規則第28条の55に掲げる基準」、「厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造」－第12節「一般取扱所－第5 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「不燃材料及び耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造および準耐火構造」

参考図

図 6-1 焼入れ装置の例

図 6-2 放電加工機の例

図 6-3 一般取扱所の区画室の構造例

図 6-4 一般取扱所の例

図 6-5 空地の保有例

第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の57（危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第3号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第3号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 一 第28条の55第2項第3号から第8号まで並びに前条第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。
 - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、地震時及び停電時等の緊急時にボイラー、バーナーその他これらに類する装置（非常用電源に係るものを除く。）への危険物の供給を自動的に遮断する装置を設けること。
 - 三 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の周囲に危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
 - 3 危規則第28条の54第3号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 一 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
 - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号にお

第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

- いて同じ。)の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
- 三 第28条の55第2項第6号から第8号まで、第28条の55の2第3項第1号並びに前項第2号及び第3号に掲げる基準に適合するものであること。
- 4 危規則第28条の54第3号の一般取扱所(指定数量の倍数が10未満のものに限る。)のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第1項第1号、第2号、第4号から第12号まで及び第20号イ(防油堤に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
- 二 危険物を取り扱う設備(危険物を移送するための配管を除く。)は、屋上に固定すること。
- 三 危険物を取り扱う設備(危険物を取り扱うタンク及び危険物を移送するための配管を除く。)は、キュービクル式(鋼板で造られた外箱に収納されている方式をいう。)のものとし、当該設備の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けること。
- 四 前号の設備の内部には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- 五 危険物を取り扱うタンクは、その容量の総計を指定数量未満とすること。
- 六 屋外にある危険物を取り扱うタンクの周囲に高さ0.15m以上の危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
- 七 第3号及び前号の囲いの周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから3m未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないものに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の空地を保有することをもって足りる。
- 八 第3号及び第6号の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。
- 九 屋内にある危険物を取り扱うタンクは、次に掲げる基準に適合するタ

第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

- ンク専用室に設置すること。
- イ 危政令12条第1項第13号から第16号までの基準の例によること。
- ロ タンク専用室は、床を耐火構造とし、壁、柱、及びはりを通材材料で造ること。
- ハ タンク専用室には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- ニ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのあるタンク専用室には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
- ホ 危険物を取り扱うタンクの周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けるか、又はタンク専用室の出入口のしきいを高くすること。
- 十 換気の設備及び前号ニの設備には、防火上有効にダンパー等を設けること。
- 十一 第2項第2号に掲げる基準に適合するものであること。

留意事項

○「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。(＊)

1 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態となった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式であること。なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認がされているものとする。

2 停電安全装置

ボイラーが作動中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で、再通電された場合でも危険のないもの。

3 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

4 からだき防止装置

ボイラーに水を入れないで運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置。

5 過熱防止装置

温度調節装置（平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調

第7 危険物を消費するボイラー等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所

節できる装置)の機能の停止又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復帰方法は手動式とする。

- ボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（以下「排気筒」という。）は、「換気の設備」に該当しないため、防火上有効なダンパー等の設置は要しない。（平成29年10月30日消防危第216号「質疑」問1）
- 排気筒は、当該排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、危政令第23条を適用し、他の部分との区画を貫通しても差し支えない。（平成29年10月30日消防危第216号「質疑」問1）
- 危規則第28条の57第4項第7号の「空地」については、架台等により空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて空地として認めて差し支えない。（平成29年10月30日消防危第216号「質疑」問2）

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第55条第2項各号に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「油分離装置」－第1節「製造所－第11屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」
- 「必要な採光、照明及び換気の設備」、「屋外の高所に排出する設備」－第1節「製造所－第10採光、照明、換気設備及び排出設備」
- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「防火上有効にダンパー等を設ける」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」

第8	専ら充填作業を行う一般取扱所
----	----------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の58（専ら充填作業を行う一般取扱所の特例）
 - 1 危規則第28条の54第4号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第4号の一般取扱所のうち、その構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第5号から第12号までの規定は、適用しない。
 - 一 建築物を設ける場合にあつては、当該建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口に防火設備を設けること。
 - 二 前号の建築物の窓又は出入口にガラスを設ける場合は、網入ガラスとすること。
 - 三 第1号の建築物の二方以上は、通風のため壁を設けないこと。
 - 四 一般取扱所には、危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を保有すること。
 - 五 一般取扱所に危険物を容器に詰め替えるための設備を設ける場合は、当該設備（危険物を移送する配管を除く。）の周囲に、容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を前号の空地以外の場所に保有すること。
 - 六 第2号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための危規則第24条の16の例による舗装をすること。
 - 七 第4号及び第5号の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように危規則第24条の17の例による措置を講ずること。

留意事項

- 充填設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地の貯留設備（油分離装置を設ける場合を含む。）及び排水溝は、兼用とすることができる。（*）
- 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合は、危規則第25条の2

(第2号ハからへまで及び第4号を除く。)に掲げる固定給油設備等の構造基準の例により設けること。(*)

図8-1 充填の一般取扱所の例

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「耐火構造、不燃材料」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「網入ガラス」－第1節「製造所－第8網入ガラス」
- 「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「油分離装置」－第11屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」
- 「危規則第24条の16の例による舗装」－第9節「給油取扱所－第5給油空地及び注油空地の舗装」
- 「危規則第24条の17の例による措置」－第9節「給油取扱所－第6滞留・流出防止措置」

第9	専ら詰替え作業を行う一般取扱所
----	-----------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の59（専ら詰替え作業を行う一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第5号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第5号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項（第3号、第17号及び第21号を除く。）の規定は、適用しない。
 - 一 一般取扱所には、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあつては、ホース機器の下方）に、容器に詰め替え、又はタンクに注入するための空地であつて、当該一般取扱所に設置する固定注油設備に係る次のイ又はロに定める広さを有するものを保有すること。
 - イ 危険物を容器に詰め替えるための固定注油設備
容器を安全に置くことができ、かつ、当該容器に危険物を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さ
 - ロ 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備
タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに危険物を安全かつ円滑に注入することができる広さ
 - 二 第1号の空地は、漏れた危険物が浸透しないための危規則第24条の16の例による舗装をすること。
 - 三 第1号の空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該空地以外の部分に流出しないように危規則第24条の17の例による措置を講じること。
 - 四 一般取扱所には、固定注油設備に接続する容量3万ℓ以下の地下の専用タンク（以下「地下専用タンク」という。）を地盤面下に埋設して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。
 - 五 地下専用タンクの位置、構造及び設備は、危政令第13条第1項（第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）、同条第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）又は同条第3項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び

- 第12号を除く。)に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。
- 六 固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定注油設備に接続する地下専用タンクからの配管のみとする。
- 七 固定注油設備は、危政令第17条第1項第10号に定める給油取扱所の固定注油設備の例によるものであること。
- 八 固定注油設備は、道路境界線から次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、建築物の壁から2m（一般取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、当該壁から1m）以上、敷地境界線から1m以上の間隔を保つこと。ただし、ホース機器と分離して危規則第25条の3の2各号に適合するポンプ室に設けられるポンプ機器又は油中ポンプ機器については、この限りではない。

固定注油設備の区分		距離
懸垂式の固定注油設備		4m
固定注油設備 その他の	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下この号において「最大注油ホース全長」という。）が3m以下のもの	4m
	最大注油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m
	最大注油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m

- 九 懸垂式の固定注油設備を設ける一般取扱所には、当該固定注油設備のポンプ機器を停止する等により地下タンク専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。
- 十 一般取扱所の周囲には、高さ2m以上の塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので次に掲げる要件に該当するものを設けること。
- イ 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入ガラスを用いたものに限る。）を除く。）を有しないものであること。
- ロ 当該一般取扱所において告示【告示第68条の2第1項】で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該一般取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示（告示第68条の2第2項）で定める箇所における輻射熱が告示【告示第68条の2第3項】で定める式を満たすこと。
- 十一 一般取扱所の出入口には、防火設備を設けること。

- 十二 ポンプ室その他危険物を取り扱う室は、危政令第17条第1項第20号に掲げる給油取扱所のポンプ室その他危険物を取り扱う室の例によるものであること。
- 十三 一般取扱所に屋根、上屋その他の詰替えのために必要な建築物（以下この項において「屋根等」という。）を設ける場合には、屋根等は不燃材料で造ること。
- 十四 屋根等の水平投影面積は、一般取扱所の敷地面積の3分の1以下であること。

根拠条文 危告示

- 危告示第68条の2（詰替えの一般取扱所の塀又は壁）
 - 1 危規則第28条の59第2項第10号口の告示に定める火災とは次に掲げる火災とする。
 - 一 固定注油設備から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
 - 二 危規則第28条の59第2項第4号の地下専用タンクに危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災
 - 2 危規則第28条の59第2項第10号口の告示で定める箇所は、次の各号に掲げる箇所とする。
 - 一 一般取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏（耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものを除く。）で当該一般取扱所に面する部分の表面
 - 二 一般取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備（危政令第9条第1項第7号の防火設備をいい、ガラスを用いたものに限る。）の当該一般取扱所に面しない側の表面
 - 3 告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2,000$$

t_e は、燃焼時間（単位 分）

q は、輻射熱（単位 kW/m^2 ）

t は、燃焼開始からの経過時間（単位 分）

図 9-1 詰替えの一般取扱所の例

図 9-2 固定注油設備の設置位置の例

図 10-7 詰替えの一般取扱所の例

留意事項

- 「敷地境界線」とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界線の境界であり、設置者の所有する隣地境界線とは異なること。(＊)
- 「塀又は壁の構造」は、給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の構造を準用するものとする。(＊)

参照

- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例」－第5節「地下タンク貯蔵所」
- 「危規則第24条の16の例による舗装」－第9節「給油取扱所－第5給油空地及び注油空地の舗装」
- 「危規則第24条の17の例による措置」－第9節「給油取扱所－第6滞留・流出防止措置」
- 「固定注油設備の例」－第9節「給油取扱所－第9固定給油設備及び固定給油設備」
- 「ポンプ室その他危険物を取り扱う室の例」－第9節「給油取扱所－第13建築物の規制」
- 「給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁」－第9節「給油取扱所－第15給油取扱所の周囲に設ける壁又は塀」

第10	蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所
-----	-----------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の59の2（危険物を用いた蓄電池等を製造する作業を専ら行う一般取扱所等の特例）
- 1 危規則第28条の54第5号の2の一般取扱所に係る令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第5号の2イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第12号及び第19号の規定は、適用しない。
 - 一 一般取扱所の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所である旨を表示すること。
 - 二 危険物を取り扱う建築物は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造ること。
 - 三 液状の危険物を取り扱う設備の周囲（第5号の空地を含む。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
 - 四 危険物を取り扱う設備は、当該設備の内部で発生した可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が当該設備の外部に拡散しない構造とすること。ただし、その蒸気又は微粉を直接屋外の高所に有効に排出することができる設備を設けた場合は、この限りでない。
 - 五 危険物を取り扱う設備（当該設備に危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあっては、当該防火設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
 - 六 第28条の54第5号の2イに規定する危険物を用いた蓄電池（以下この号から第6項まで及び第35条の3において単に「蓄電池」という。）の充電率は、蓄電池を充電し、又は放電する作業（当該蓄電池の品質の検査等に伴うものに限る。以下「充放電作業」という。）を行う場合を

除き、60%以下とすること。

七 蓄電池の周囲3m以内に可燃物（蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものであって、蓄電池を包装し、又はこん包しているものに限る。）を除く。）を置かないこと。ただし、次号に規定する集積場所又は第9号に規定する充放電作業場所にあつては、この限りでない。

八 蓄電池が集積された場所（一の蓄電池と他の蓄電池との水平距離が3m未満となる場所をいう。）であつて、当該蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量以上となるもの（次号に規定する充放電作業場所を除く。以下この条において「集積場所」という。）は、次のイ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件を満たすものであること。

イ 30%を超え60%以下 次の(1)から(4)までに適合すること。

(1) 集積場所の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、集積場所から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が準耐火構造である場合にあつては、集積場所から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

(2) 一の集積場所の床面積は、20 m²以下とすること。

(3) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。

(4) 蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材（水が浸透する素材のものに限る。以下同じ。）以外の可燃物を置かないこと。

ロ 30%以下 次の(1)又は(2)に適合すること。

(1) イ(1)から(4)までに適合すること。

(2) イ(1)及び(4)のほか、次の(i)から(iii)までに適合すること。

(i) 一の集積単位（集積場所の部分のうち、集積される蓄電池に用いられる危険物の数量の総和が指定数量未満であつて、床面積が20 m²以下であるものをいう。以下この条において同じ。）と他の集積単位との間に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、一の集積単位と他の集積単位との間に幅3m以上の空地を保有する部分については、この限りでない。

(ii) 床面から蓄電池の上端までの高さは、6m以下とすること。

(iii) 蓄電池の上端から建築物のはり及び屋根（上階がある場合は上階の床、天井を設ける場合は天井）までの高さは、2m以上とすること。

- 九 充放電作業を行う場所（当該作業を行うための設備（以下「充放電設備」という。）が設けられた部分を含む。以下「充放電作業場所」という。）を設ける場合は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、第6項第2号イからハまでのいずれかの例によること。
- 十 集積場所（第8号イ(1)の空地を含む。）又は充放電作業場所（第6項第2号ハにおいてその例によるものとされる第8号イ(1)の空地を含む。）の床面積（第35条の3第3項第2号イの規定により第2種のスプリンクラー設備を設けた部分の床面積の2分の1に相当する面積を除く。以下この号において同じ。）の合計が1500㎡を超える場合は、次に定めるところにより、当該集積場所又は充放電作業場所を床面積の合計が1500㎡以内ごとに準耐火構造の壁（特定防火設備（随時開けることができる自動閉鎖のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた出入口以外の開口部を有しないものに限る。）で区画すること。
- イ 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。
- ロ 一の区画を形成する特定防火設備のうち、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設ける区画にあつては、次の要件を満たすこと。
- (1) 当該特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。
 - (2) 一の煙感知器が作動した際に形成されることとなる区画に存する全ての特定防火設備が閉鎖されるよう措置すること。
- ハ 区画の各部分から、直接地上に通ずる出入口、地上に通ずる直通階段（連結送水管の放水口を設けたものに限る。）の出入口、バルコニー（水平投影面積が10㎡以上で、かつ、形状等が消防活動に支障がないものに限る。）が設けられた開口部（特定防火設備を設けたものに限る。）その他の消防隊による活動の拠点となる場所の開口部までの水平距離が50m以下となるようにすること。
- 十一 危険物を取り扱うタンクを設ける場合は、その容量の総計を指定数量未満とするとともに、当該タンク（屋内にあるものに限る。）の周囲には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
- 十二 危規則第35条の3第3項各号に定めるところにより消火設備を設けること。
- 3 危規則第28条の54第5号の2イの一般取扱所のうち、次の各号に掲げ

る基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第12号及び第19号の規定は、適用しない。

- 一 前項第3号から第12号までの規定の例によること。
- 二 危険物を取り扱う建築物の見やすい箇所にリチウムイオン蓄電池により貯蔵される危険物を用いた蓄電池を製造し、組み立て、又は充電し、若しくは放電する作業等のために危険物を取り扱う一般取扱所が存する旨を表示すること。
- 三 一般取扱所は、壁、柱、床、はり、屋根及び階段が不燃材料で造られた建築物に設置すること。
- 四 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない耐火構造の床又は出入口（次のイ又はロに掲げる特定防火設備を有したものに限り。）以外の開口部を有しない耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
 - イ 随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備
 - ロ 煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備で次に掲げる基準に適合するもの
 - (1) 一の特定防火設備の面積は、30 m²以下であること。
 - (2) 特定防火設備の部分の水平投影の長さが当該区画の水平投影の長さの2分の1未満であること。
 - (3) 一の区画に特定防火設備を複数設ける場合は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (i) 特定防火設備相互間の距離を3m以上とすること。
 - (ii) 一の特定防火設備の作動に係る煙感知器の作動により、区画を形成する全ての特定防火設備が作動すること。
 - (4) 特定防火設備の周囲に、幅3m以上の空地を保有すること。
- 五 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分は、消防法施行令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途以外の用に供しないもので、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ その管理について権原を有する者が建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有する者と同一であること。
 - ロ その管理について権原を有する者と建築物の一般取扱所の用に供する部分の管理について権原を有するものとの協議により、火災その他の災害が発生した場合における避難その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事項を定めた文書が作成されていること。

- 六 建築物の一般取扱所の用に供する部分以外の部分について、消防法施行令第1条の2第2項後段の規定により同令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に含まれるものとして取り扱われる部分が、保安対象用途に供されるものである場合は、次のイ及びロによること。
- イ 一般取扱所の用に供する部分から保安対象用途に供する部分までの間に、10m（保安対象用途が危政令第9条第1項第1号ロに掲げる建築物等の用途であるときは、30m）以上の距離を保つこと。ただし、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
- (1) 指定数量の倍数が30未満であること。
 - (2) 一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合には、上階の床）を耐火構造とするとともに、出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しない耐火構造（厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。）の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。
- ロ 保安対象用途に供する部分から避難経路は、次の(1)及び(2)によること。
- (1) 一般取扱所の用に供する部分を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。
 - (2) 一般取扱所の用に供する部分に通ずる開口部が設けられた居室又は廊下、階段その他の避難施設を経由せずに地上に通ずる出入口に避難できること。
- 4 危規則第28条の54第5号の2ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。
- 一 第2項第1号、第2号及び第6号から第11号までの規定の例によること。
 - 二 蓄電池は、告示で定める基準に適合するものであること。
 - 三 危険物（蓄電池により貯蔵されるものを除く。）を取り扱う部分は、次によること。
 - イ 液状の危険物を取り扱う部分の周囲の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の

周囲に排水溝を設けること。

- ロ 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある部分には、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。
- ハ 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

5 危規則第28条の54第5号の2ロの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

- 一 第2項第6号から第11号まで、第3項第2号、第3号、第5号及び第6号並びに前項第2号から第4号までの規定の例によること。
- 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、開口部を有しない準耐火構造の床又は出入口（第3項第4号イ又はロに掲げる特定防火設備を設けたものに限る。）以外の開口部を有しない準耐火構造の壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。

6 危規則第28条の54第5号の2ハの一般取扱所のうち、次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

- 一 第2項第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第10号並びに第4項第2号の規定の例によること。
- 二 充放電作業場所は、蓄電池又は蓄電池の包装材若しくはこん包材以外の可燃物を置かないこととするとともに、次のイからハまでのいずれかに適合するものであること。
 - イ 充放電設備は、キュービクル式のものとする。
 - ロ 一の充放電作業場所で同時に充放電作業を行う蓄電池に用いられる危険物の数量の総和を指定数量未満とし、かつ、次の(1)及び(2)を満たすこと。
 - (1) 充放電作業場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (i) 一の充放電作業場所の床面積は、20 m²以下とすること。
 - (ii) 床面から蓄電池の上端までの高さは、1.8m以下とすること。
 - (iii) 充放電作業場所の周囲に告示で定めるところにより遮蔽板を設けること。ただし、第2項第8号イ(1)の集積場所の規定の例により空地を保有する部分については、この限りでない。
 - (2) 次のいずれかの措置を講ずること。

- (i) 建築物で火災が発生した場合又は蓄電池の温度が過度に上昇した場合（(ii)において、「火災等の場合」という。）に充放電設備内の蓄電池を水没させる措置
- (ii) 火災等の場合に、耐火性能を有する材料で造られた箱（蓄電池から発生した可燃性の蒸気を箱の外部へ安全に放出できる構造を有するものに限る。）の中に充放電設備内の蓄電池を収納して密閉する措置
- (iii) 延焼防止上(i)又は(ii)と同等以上の効果があると認められる措置

ハ 蓄電池の充電率を60%以下に制御し、かつ、充放電作業場所は、第2項第8号イ又はロに掲げる充電率の区分に応じ、当該各区分に定める要件の例によること。

三 規則第35条の3第5項各号に定めるところにより消火設備を設けること。

7 危規則第28条の54第5号の2ハの一般取扱所のうち、第2項第6号から第8号まで及び第10号、第3項第2号、第3号、第5号及び第6号、第4項第2号、第5項第2号並びに第6項第2号及び第3号の規定の例によるものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第11号、第12号、第17号及び第19号の規定は、適用しない。

参照

- 「運用」一令和7年5月27日消防危第116号「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の運用について」

第11	油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
-----	--------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の60（油圧装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第6号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第6号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
 - 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が不燃材料で造られた平屋建の建築物に設置すること。
 - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床、はり及び屋根を不燃材料で造るとともに、延焼のおそれのある外壁は、出入口以外の開口部を有しない耐火構造の壁とすること。
 - 三 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓及び出入口には、防火設備を設けるとともに、延焼のおそれのある外壁に設ける出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
 - 四 建築物の一般取扱所の用に供する部分の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。
 - 五 危険物を取り扱う設備は、建築物の一般取扱所の用に供する部分の床に堅固に固定すること。
 - 六 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の直下には、危政令第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けるか、又は建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすること。
 - 七 危規則第28条の55第2項第5号から第8号までに掲げる基準に適合するものであること。
 - 3 危規則第28条の54第6号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
 - 一 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火

- 構造とすること。
- 二 危規則第28条の55第2項第3号から第8号まで、同第28条の56第2項第2号及び同前項第6号に掲げる基準に適合するものであること。
- 4 危政令第28条の54第6号の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
- 一 危険物を取り扱う設備は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
- 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
- 三 危険物を取り扱うタンク（容量が指定数量の5分の1未満のものを除く。）の直下には、危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲いを設けること。
- 四 危規則第28条の55第2項第6号から第8号まで及び第28条の55の2第3項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第28条の55第2項に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「特定防火設備」、「防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第1節「製造所－第9床の構造」
- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「延焼のおそれのある外壁」－別記6「延焼のおそれのある外壁」
- 「危規則第13条の3第2項第1号の規定の例による囲い」－別記9「20号タンク」

図 11-1 一般取扱所の区画室の構造例

図 11-2 一般取扱所の区画室の構造例

図 11-3 一般取扱所の例

第12	切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
-----	--------------------------

根拠条文 危規則

○ 危規則第28条の60の2（切削装置等以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）

- 1 危規則第28条の54第7号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条に定めるところによる。
- 2 危規則第28条の54第7号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が危規則第28条の55第2項第1号及び第3号から第8号まで、危規則第28条の56第2項第2号並びに前条第2項第6号及び第3項第1号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
- 3 危規則第28条の54第7号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第11号まで、第18号及び第19号の規定は、適用しない。
 - 一 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管を除く。）は、床に固定するとともに、当該設備の周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。
 - 二 建築物の一般取扱所の用に供する部分（前号の空地を含む。次号において同じ。）の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜を付け、かつ、貯留設備及び当該床の周囲に排水溝を設けること。
 - 三 危規則第28条の55第2項第6号から第8号まで、同第28条の55の2第3項第1号及び同第28条の60第4項第3号に掲げる基準に適合するものであること。

参照

- 「危規則第 28 条の 55 第 2 項の規定」－第 14 節「一般取扱所－第 4 専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「危規則第 28 条の 56 第 2 項の規定」－第 14 節「一般取扱所－第 6 専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所」
- 「危政令第 9 条第 1 項の規定」－第 1 節「製造所」
- 「特定防火設備」－第 1 節「製造所－第 7 窓、出入口」
- 「耐火構造」－別記 4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「危険物が浸透しない構造」、「適当な傾斜」、「貯留設備」－第 1 節「製造所－第 9 床の構造」

第13	熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
-----	-----------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の60の3（熱媒体油循環装置以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）
 - 1 危規則第28条の54第8号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第8号の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 一 危険物を取り扱う設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとする。
 - 二 危規則第28条の55第2項第1号及び第3号から第8号まで、第28条の55の2第2項第1号及び第2号並びに第28条の56第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものであること。

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「危規則第28条の55第2項に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第4専ら吹付塗装作業等を行う一般取扱所」
- 「第28条の55の2第2項に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第5専ら洗浄作業等を行う一般取扱所」
- 「第28条の56第2項に掲げる基準」－第14節「一般取扱所－第6専ら焼入れ作業等を行う一般取扱所」

第14	蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所
-----	--------------------------

根拠条文 危規則

- 危規則第28条の60の4（蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例）
- 1 危規則第28条の54第9号の一般取扱所に係る危政令第19条第2項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、この条の定めるところによる。
 - 2 危規則第28条の54第9号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示（危告示第68条の2の2）で定める基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第12号及び第17号の規定は、適用しない。
 - 3 危規則第28条の54第9号の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が危規則第28条の55第2項第3号から第8号まで並びに危規則第28条の56第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第11号までの規定は、適用しない。
 - 4 危規則第28条の54第9号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号及び第4号から第12号までの規定は、適用しない。
 - 一 一般取扱所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造である建築物の屋上に設置すること。
 - 二 危険物を取り扱う設備は、屋上に固定すること。
 - 三 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式のものとし、当該設備の周囲に高さ0.15m以上の囲いを設けること。
 - 四 前号の囲いの周囲に幅3m以上の空地を保有すること。ただし、当該囲いから3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該囲いから当該壁及び柱までの距離の幅の空地を保有することをもって足りる。

五 危規則第28条の60の4第3項の囲いの内部は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜及び貯留設備を設けること。この場合において、危険物が直接排水溝に流入しないようにするため、貯留設備に油分離装置を設けなければならない。

5 危規則第28条の54第9号の一般取扱所（危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。）のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第12号及び第17号の規定は、適用しない。

一 危険物を取り扱う設備の周囲に、幅3m以上の空地进行を保有すること。ただし、危険物を取り扱う設備から3m未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、危険物を取り扱う設備から当該及び柱までの距離の幅の空地进行を保有することをもって足りる。

二 危険物を取り扱う設備は、堅固な基礎の上に固定すること。

三 危険物を取り扱う設備は、キュービクル式とすること。

四 危険物を用いた蓄電池設備は、告示（危告示第68条の2の2）で定める基準に適合するものであること。

五 指定数量の100倍以上の危険物を取り扱うものにあつては、冷却するための散水設備をその放射能力範囲が危険物を取り扱う設備を包含するように設けること。

根拠条文 危告示

○ 危告示第68条の2の2（蓄電池設備の基準）

危規則第28条の60の4第2項及び危規則第28条の60の4第5項第4号の告示で定める基準は、日本産業規格C8715-2「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第2部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格C4441「電気エネルギー貯蔵システム—電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項—電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

留意事項

- 「散水設備」は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第1種消火設備である屋外消火設備の例によることが適当と考えられる。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えない。(令和5年9月19日消防令第251号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」抜粋)

- 危告示第68条の2の2の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること。
 - 1 IEC（国際電気標準会議）62619 又は 62933-5-2 に適合するもの
 - 2 UL（米国保険業者安全試験所）9540A 又は 1973 に適合するもの（令和5年9月19日消防令第251号「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について」抜粋）

参照

- 「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「適当な傾斜及び貯留設備、油分離槽」－第1節「製造所－第9床の構造、第11 屋外の液状危険物を取り扱う設備の周囲に設ける囲い等」

参考図

図 14-1 建築物の一区画及び地階に設置する例

図 14-2 建築物の屋上に設置する例

第15	高引火点危険物の一般取扱所
-----	---------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第19条第3項

高引火点危険物（引火点が100℃以上の第4類の危険物をいう。以下同じ。）のみを総務省令で定めるところにより取り扱う一般取扱所については、総務省令で、危政令第19条第1項及び同条第2項に掲げる基準の特例【危規則第28条の61・第28条の62】を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第28条の61（高引火点危険物の一般取扱所の特例）

- 1 危政令第19条第3項の規定により同条第1項に掲げる基準の特例を定めることができる一般取扱所は、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものとする。
- 2 前項の一般取扱所に係る危政令第19条第3項の規定による同条第1項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。
- 3 危規則第28条の61第1項の一般取扱所のうち、その位置及び構造が危規則第13条の6第3項各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号、第6号から第8号まで、第18号及び第19号並びに危規則第13条の3第2項第2号において準用する危規則第22条第2項第2号の規定は、適用しない。

○ 危規則第28条の62（高引火点危険物の一般取扱所の特例）

- 1 危政令第19条第3項の規定により同条第2項に掲げる基準（危政令第28条の54第4号に定める一般取扱所に係る基準に限る。次項において同じ。）の特例を定めることができる一般取扱所は、高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うものとする。
- 2 前項の一般取扱所に係る危政令第19条第3項の規定による同条第2項に掲げる基準の特例は、次項に定めるところによる。
- 3 危規則第28条の62第1項の一般取扱所のうち、その位置、構造及び設備が次の各号に掲げる基準に適合するものについては、危政令第19条第1項において準用する危政令第9条第1項第1号、第2号、第4号から第12号まで、第18号及び第19号並びに第13条の3第2項第2号において準用する第22条第2項第2号の規定は、適用しない。
 - 一 危規則第13条の6第3項第1号及び第2号並びに危規則第28条の58第2項第3号から第7号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 建築物を設ける場合にあっては、当該建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口に防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸を設けること。

参照

- 「危政令第9条の規定」－第1節「製造所」
- 「第13条の6第3項」－第1節「製造所－第22高引火点危険物の製造所」
- 「危規則第22条」－第3節「屋外タンク貯蔵所－第21防油堤」
- 「危規則第28条の58」－第14節「一般取扱所－第8専ら充填作業を行う一般取扱所」
- 「防火設備」－第1節「製造所－第7窓、出入口」
- 「不燃材料」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」

第14節 一般取扱所

第16 アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又は
ヒドロキシルアミン等の一般取扱所

第16	アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等又はヒドロキシルアミン等の一般取扱所
-----	---

根拠条文 危政令

○ 危政令第19条4項

アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、アセトアルデヒド、酸化プロピレンその他の総務省令【危規則第28条の63】で定める危険物を取り扱う一般取扱所については、当該危険物の性質に応じ、総務省令で【危規則第28条の64～第28条の66】危政令第19条第1項に掲げる基準を超える特例を定めることができる。

根拠条文 危規則

○ 危規則第28条の63（一般取扱所の特例を定めることができる危険物）

危政令第19条第4項の総務省令で定める危険物は、危規則第13条の7に規定する危険物とする。

○ 危規則第28条の64（アルキルアルミニウム等の一般取扱所の特例）

危規則第13条の8の規定は、アルキルアルミニウム等を取り扱う一般取扱所に係る危政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。

○ 危規則第28条の65（アセトアルデヒド等の一般取扱所の特例）

危規則第13条の9の規定は、アセトアルデヒド等を取り扱う一般取扱所に係る危政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。

○ 危規則第28条の66（ヒドロキシルアミン等の一般取扱所の特例）

危規則第13条の10の規定は、ヒドロキシルアミン等を取り扱う一般取扱所に係る危政令第19条第4項の規定による同条第1項の基準を超える特例について準用する。

参照

- 「危規則第13条の7・第13条の8・第13条の9・第13条の10」一第1節「製造所—第23アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミン等の製造所」

第17	その他の一般取扱所
-----	-----------

参考通知

- 「複数の取扱形態を有する一般取扱所」
平成10年3月16日消防危第28号「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」
- 「リチウムイオン蓄電池の荷さばき作業を行う一般取扱所」
令和6年12月11日消防危第352号「耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷捌き作業に係る運用について」
- 「共同住宅等の燃料供給施設の一般取扱所」
平成15年8月6日消防危第81号「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」
- 「動植物油類の一般取扱所」
平成元年7月4日消防危第64号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所を除く）の送付について」 質疑問17
- 「変電所等の一般取扱所」
昭和40年9月10日自消丙予発第148号
- 「製油所等におけるドラム充填所」
昭和36年5月10日自消甲予発第25号「危険物の規制に関する政令第23条の特例基準について(通知)」
- 「トラックターミナルの一般取扱所」
昭和57年8月11日消防危第82号「公共トラックターミナル施設に係る危険物の規制について」

指定数量の倍数		10倍未満	10倍以上30倍未満	政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	施設の用途	塗装、印刷、塗布等（危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る）		則28の54(1)①
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第2類又は第4類（特殊引火物除く）		〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満		〃
<input type="checkbox"/>	保安距離		
<input type="checkbox"/>	保有空地		
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要		9(1)③ 則17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	建築物内		則28の54(1)①
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止		則28の55(2)①
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造（70mm以上のRC造等）かつ出入口以外の開口部禁止		〃 ②
<input type="checkbox"/>	建築物構造等	壁	耐火構造	〃 ②
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造（70mm以上のRC造等）かつ出入口以外の開口部禁止	〃 ②
<input type="checkbox"/>		柱、はり	耐火構造	〃 ②
<input type="checkbox"/>		屋根（上階の床）	耐火構造	〃 ②
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造（液状危険物 ⇒ 浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要）	〃 ②⑤
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造（70mm以上のRC造等）かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>		出入口	特定防火設備 窓 ⇒ 設置禁止 （延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒随時開放可能な自閉式特定防火設備）	〃 ③④
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー（引火点40℃未満等 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の滞留するおそれのあるもの⇒強制換気）		〃 ⑥⑦⑧
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要		〃 ⑥
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★（★のあるところ 審査 必要）		9(1)⑰
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要（周囲の状況により設置省略可能）	9(1)⑱ 則13の2の3
<input type="checkbox"/>	静電気除去装置	引火点40℃未満の第4類、固体の非導電性危険物を貯蔵、取り扱う設備に必要 ①接地方式（接地抵抗値100Ω以下）②蒸気放出方式（湿度75%以上）③電界除電方式		9(1)⑲
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造（災害防止の付帯設備の設置 可）	9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止（防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可）	9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置	9(1)⑲ 則19
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照（容量が指定数量の1/5未満のものを除く）		9(1)⑲
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	9(1)⑲ 則13の4 則13の5 〃 則13の5 則13の4
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上（接地禁止）、外面 要さび止め塗装	
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	
<input type="checkbox"/>			材質	
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置	
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置	
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの	
<input type="checkbox"/>			呼び径 100A 以下	
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする		
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける		9(1)⑲

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積 1,000 平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く） ・高さ 6 メートル以下の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）	20	則 33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		則 34
<input type="checkbox"/>		電気設備			則 36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備	・延べ面積 500 平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く）	21	則 38
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要 □自動火災報知設備 □電話 □非常ベル・拡声装置 □警鐘		

第14節 一般取扱所
第18 チェックリスト (洗浄)

		どちらか選択			政省令等の根拠	
指定数量の倍数		10倍未満	10倍未満	10倍以上30倍未満		
<input type="checkbox"/>	施設の用途	洗浄のため(危険物取り扱い設備を建築物に設けるものに限る)			則28の54(1)①の2	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類(引火点40℃以上に限る)			〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満			〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離				
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲3m(屋内空地)		則28の55の2(3)	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 耐火構造 必要			9(1)③ 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材で造られた建築物内	建築物内		則28の55の2(2)(3)	
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建て	地階禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	建	壁	不燃材料	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>		区画部分	屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃
<input type="checkbox"/>	物	柱	不燃材料 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料 危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備及び周囲に排水溝(屋内空地を含む)	液状危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備		〃
<input type="checkbox"/>	構	区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		
<input type="checkbox"/>		は	不燃材料	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>	造	屋根	上階有り	耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>		上階無し	不燃材料	耐火構造		〃
<input type="checkbox"/>	天井	禁止			〃	
<input type="checkbox"/>	等	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式 特定防火設備(窓⇒設置禁止)	特定防火設備 窓 ⇒ 設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒随時開放可能な自閉式特定防火設備)	〃	
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃	
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備	可燃性の蒸気又は微粉が設備の外部に拡散しない 構造(屋外の高所への排出設備⇒防火ダンパー必要)		〃	
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがある時、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備(防火ダンパー必要)		〃	
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰	
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	必要(引火点40℃未満の危険物に必要)			9(1)⑱	
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要(周囲の状況により不要)	9(1)⑲ 則13の2の3	
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑬	
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)⑭	
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止(防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可)、危険物の加熱防止装置		9(1)⑮ 則28の55の2(2)(3)	
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置		9(1)⑯	
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(容量が指定数量の1/5未満のものを除く)			9(1)⑳	
<input type="checkbox"/>		流出防止措置	ア.20号防油堤 イ.側溝及び貯留設備 ウ.前記ア、イと同等以上の効果のあるもののうち		則28の55の2(2)(3)	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)㉑	
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装		則13の4	
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		則13の5	
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)			
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置			則13の5
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
<input type="checkbox"/>			金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>			強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下			
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)			
<input type="checkbox"/>	保護措置	地盤面に係る重量が配管にかからないよう保護する				
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする				
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)㉒	

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6メートル以下の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)	20	則33	
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		則34	
<input type="checkbox"/>		電気設備			則36	
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務			21	則38
<input type="checkbox"/>		自動火災報知設備	・延べ面積500平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く)		
<input type="checkbox"/>	その他	どれか一つ必要 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 非常ベル・拡声装置 <input type="checkbox"/> 警鐘			

		どちらか選択			政省令等の根拠	
指定数量の倍数		10倍未満	10倍未満	10倍以上30倍未満		
<input type="checkbox"/>	施設の用途	焼入れ、放電加工のため(危険物取り扱い設備を建築物に設けるものに限る)			則28の54(1)②	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類(引火点70℃以上に限る)			〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満			〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離				
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲3m(屋内空地)		則28の56(3)	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 耐火構造 必要			9(1)③ 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材で造られた建築物内	建築物内		則28の56(2)(3)	
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建	地階禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	建物	壁	(不燃材料) 耐火構造		〃	
<input type="checkbox"/>		区画部分	屋内空地のとれない部分⇒耐火構造 耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	構造	柱	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造 耐火構造		〃	
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料(排水溝 必要) 耐火構造 液状危険物 ⇒ 浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要		〃	
<input type="checkbox"/>	区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	は	(不燃材料)		耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>	上階有り		耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>	上階無し	(不燃材料)		耐火構造	〃	
<input type="checkbox"/>	天井	禁止		〃	
<input type="checkbox"/>	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式 特定防火設備(窓⇒設置禁止)	特定防火設備 窓 ⇒ 設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒随時開放可能な自閉式特定防火設備)		〃	
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃	
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備	可燃性の蒸気又は微粉が設備の外部に拡散しない 構造(屋外の高所への排出設備⇒防火ダンパー必要)		〃	
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがある時、その蒸気又は 微粉を屋外の高所に排出する設備(防火ダンパー必要)		〃	
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰	
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要(周囲の状況により設置省略可能)	9(1)⑲ 則13の2の3	
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑬	
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)⑭	
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止 (防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑮	
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置		9(1)⑯ 則19	
<input type="checkbox"/>	緊急時対策	危険物が危険温度に達するまでに警報を発する装置を設置			則28の56(2)③	
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(容量が指定数量の1/5未満のものを除く)			9(1)⑳	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱い危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)㉑	
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装		則13の4	
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		則13の5	
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)			
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置			
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
<input type="checkbox"/>			金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>			強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径100A以下			
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)			
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする				
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)㉒	

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6メートル以下の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)		20	則33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外			則34
<input type="checkbox"/>		電気設備			則36	
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備	・延べ面積500平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く)	21	則38
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要 □自動火災報知設備 □電話□非常ベル・拡声装置 □警鐘		

第14節 一般取扱所
第20 チェックリスト (建築内のボイラー、バーナー等)

		どちらか選択			政省令等の根拠
指定数量の倍数		10倍未満	10倍未満	10倍以上30倍未満	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	ボイラー、バーナー等 (危険物取り扱い設備を建築物に設けるものに限る)			則 28 の 54(1)③
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類 (引火点 40℃以上に限る)			〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満			〃
<input type="checkbox"/>	保安距離	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m (屋内空地)	・・・・・・・・・・・・・・・・		則 28 の 57(3)
<input type="checkbox"/>		屋内空地のとれない部分⇒壁 (出入口以外の開口部禁止)、柱 耐火構造			
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)③ 則 17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材で造られた建築物内	建築物内		則 28 の 57(2) (3)
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建	地階可		〃
<input type="checkbox"/>	防火区画	・・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造 (70mm 以上の RC 造等) かつ出入口以外の開口部禁止		〃
<input type="checkbox"/>	建	壁	(不燃材料)	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		区画部分	屋内空地とれない部分⇒耐火構造	耐火構造 (70mm 以上の RC 造等) かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>	物	柱	(不燃材料) 屋内空地とれない部分⇒耐火構造	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料 (排水溝 必要)	耐火構造	
<input type="checkbox"/>	構	液状危険物 ⇒ 浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要			〃
<input type="checkbox"/>		区画部分	・・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造 (70mm 以上の RC 造等) かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>	造	はり	(不燃材料)	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		上階有り	・・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造	
<input type="checkbox"/>	等	上階無し	(不燃材料)	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>		天井	(禁止)	・・・・・・・・・・・・・・・・	
<input type="checkbox"/>	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式 特定防火設備 (窓⇒設置禁止)	特定防火設備 窓 ⇒ 設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒随時開放可能な自閉式特定防火設備)		〃
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★ (★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰
<input type="checkbox"/>	避雷設備	・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・	必要 (周囲の状況により設置省略可能)	9(1)⑱ 則 13 の 2 の 3
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	必要			9(1)⑲
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造 (災害防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止 (防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑲
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置		9(1)⑲ 則 19
<input type="checkbox"/>	緊急時対策	地震時、停電時 ⇒ 自動遮断装置 (非常電源に係るものを除く)			則 28 の 57(2)②
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照 (容量が指定数量の 1/5 未満のものを除く)			9(1)⑳
<input type="checkbox"/>		流出防止措置	ア.20号防油堤 イ.側溝及び貯留設備 ウ.前記ア、イと同等以上の効果のあるものうちいずれか必要		
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)㉑
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上 (接地禁止)、外面 要さび止め塗装		則 13 の 4
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの (火災により変形するおそれのない場合除く)		則 13 の 5
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部 (溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く) の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食 (電気防食) 措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径 100A 以下		
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類 (自動車用ガソリン、灯油、軽油又は A 重油)		
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)㉒

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積 1,000 平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの (高引火点除く) ・高さ 6 メートル以下の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの (高引火点除く)	20	則 33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		則 34
<input type="checkbox"/>		電気設備			則 36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・	21	則 38
<input type="checkbox"/>		その他	・・・・・・・・・・・・・・・・		

第14節 一般取扱所
第21 チェックリスト（屋上設置のボイラー、バーナー等）

	指定数量の倍数	10倍未満	政省令等の根拠	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	ボイラー、バーナー等（危険物取り扱い設備を建築物の屋上に設けるものに限定）	則28の54(1)③	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類（引火点40℃以上に限る）	〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	10倍未満	〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備（タンクを含む）の周囲に設ける囲いの周囲に3m以上 屋内空地のとれない部分⇒壁（出入口以外の開口部禁止）、柱 耐火構造	則28の57(4)⑦	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要	9(1)③ 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	壁、柱、床、はり、屋根が耐火構造の建築物の屋上	則28の57(4)①	
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備（配管は除く）	屋上に固定、キュービクル式（鉄板で造られた外箱に収納） 周囲に高さ0.15mの囲い	則28の57(4)② 則28の57(4)③	
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備及びタンクの周囲の囲いの内部構造	液状危険物 ⇒ 浸透しない構造、傾斜、貯留設備に油分離装置	則28の57(4)⑧	
<input type="checkbox"/>	タンク専用室	壁、柱、はり 屋根	不燃材料 則28の57(4)⑨	
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造 液状危険物 ⇒ 浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける 〃	
<input type="checkbox"/>		天井	禁止 〃	
<input type="checkbox"/>		窓、出入口	防火設備（網入りガラス）、（延焼のおそれのある外壁⇒自閉式特定防火設備、窓禁止） 〃	
<input type="checkbox"/>		囲い等	囲い⇒タンク容量の50%以上（複数の場合 最大タンクの50%以上+他のタンクの10%） 又は出入口のしきいを高くする 〃	
<input type="checkbox"/>		★換気設備	必要・防火ダンパー（引火点70℃未満⇒強制換気） 則28の57(4)⑨、⑩	
<input type="checkbox"/>		★採光・照明	必要 則28の57(4)⑨	
<input type="checkbox"/>		★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★（★のあるところ 審査 必要） 9(1)⑰	
<input type="checkbox"/>		★換気設備	必要（キュービクル内部） 則28の57(4)④	
<input type="checkbox"/>	★採光、照明	必要（キュービクル内部） 則28の57(4)④		
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★（★のあるところ 審査 必要） 9(1)⑰		
<input type="checkbox"/>	避雷設備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9(1)⑲ 則13の2の3	
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	必要	9(1)⑱	
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造（災害防止の付帯設備の設置 可） 9(1)⑲	
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置 9(1)⑲	
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止（防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可） 9(1)⑲	
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置 9(1)⑲	
<input type="checkbox"/>	緊急時対策	地震時、停電時 ⇒ 自動遮断装置（非常電源に係るものを除く） 則28の57(4)⑩		
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照（屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量未満とし、指定数量の1/5未満のものを除く）	9(1)⑳	
<input type="checkbox"/>		20号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の50%以上（複数の場合 最大タンクの50%以上+他のタンクの10%） 則28の57(4)⑥	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱い危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない 9(1)㉑	
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上（接地禁止）、外面 要さび止め塗装 則13の4	
<input type="checkbox"/>			支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造
<input type="checkbox"/>			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く） 則13の5
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置	
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	
<input type="checkbox"/>			金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置
<input type="checkbox"/>			強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの 呼び径 100A 以下
<input type="checkbox"/>			取り扱いことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	
<input type="checkbox"/>		加熱設備	火災予防上安全な構造とする	
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける 9(1)㉒		
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く） ・高さ6メートル以下の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く） 20 則33	
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外 則34	
<input type="checkbox"/>		電気設備	則36	

指定数量の倍数		10倍未満	10倍超～100倍未満	100倍以上	政省令等の根拠		
<input type="checkbox"/>	施設の用途	液体の危険物を車両に固定されたタンクに注入及び容器に詰め替える			則28の54(1)④		
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	液体の危険物(アルキルアルミニウム等、アセトアルデヒド等、ヒドロキシルアミン等を除く)			〃		
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
<input type="checkbox"/>	保安距離	必要			9(1)①		
<input type="checkbox"/>	保有空地	3m以上	5m以上		9(1)②		
<input type="checkbox"/>	必要な空地	充てん空地	注油空地の周囲に必要な空地を保有する(危険物を移送する配管を除く)		則28条の58(2)④		
<input type="checkbox"/>		詰替空地	詰替空地の周囲に必要な空地を保有する(危険物を移送する配管を除く) 懸垂式は、ホース機器の下方		則28条の58(2)⑤		
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)③ 則17、18		
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止			9(1)④		
<input type="checkbox"/>	建物構造等	壁	耐火構造又は不燃材料(2方以上 ⇒ 壁禁止)		則28の58(2)①、③		
<input type="checkbox"/>		柱、はり	耐火構造又は不燃材料		則28の58(2)①		
<input type="checkbox"/>		床、屋根	耐火構造又は不燃材料		則28の58(2)①		
<input type="checkbox"/>		窓、出入口	防火設備としガラスを用いる場合は網入りガラス		則28の58(2)①、②		
<input type="checkbox"/>	地盤面	GLより高く、傾斜・コンクリート舗装、貯留設備、周囲に排水溝の設置 第4類の非水溶性危険物 取り扱う設備 ⇒ 油分離装置を設置			則28の58(2)⑥、⑦		
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰		
<input type="checkbox"/>	避雷設備	・・・・・・・・	必要(周囲の状況により設置省略可能)(10倍以下)		9(1)⑱ 則13の2の3		
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	特殊引火物、第一石油類、第二石油類を貯蔵、取り扱う設備(水溶性を除く)に必要な ①接地方式(接地抵抗値100Ω以下) ②蒸気放出方式(湿度75%以上) ③電界除電方式			9(1)⑲		
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑳		
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)㉑		
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止 (防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可)		9(1)㉒		
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置		9(1)㉓ 則19		
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照(屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量の1/5未満のものを除く)			9(1)㉔		
<input type="checkbox"/>		20号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の50%以上(複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%)		則13の3		
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)㉕		
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装		則13の4		
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造				
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		則13の5		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置				
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する				
<input type="checkbox"/>			金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置			
<input type="checkbox"/>			強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの 呼び径100A以下			
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)				
<input type="checkbox"/>		加熱設備	火災予防上安全な構造とする				
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)㉖		
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000平方メートル以上 ・高さ6メートル以下の部分で危険物を取り扱う 備を有するもの(高引火点除く)	必要(高引火点除く)	則33		
<input type="checkbox"/>		消火困難	600㎡以上1000㎡未満必要	必要(高引火点除く)10倍以上	・・・・・・・・	則34	
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外			則35	
<input type="checkbox"/>		電気設備				則36	
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・	延べ面積500㎡以上	必要(高引火点除く)	則38	
<input type="checkbox"/>		その他	・・・・・・・・	どれか一つ必要 □自動火災報知設備 □電話 □非常ベル・拡声装置 □警鐘			

指定数量の倍数		10倍未満	10倍以上30倍未満	政省令等の根拠	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	固定した注油設備で危険物を容器に詰替え又は容量4,000リットル以下（2,000リットルごとに仕切ったもの）の移動タンクに注入するもの		則28の54(1)⑤	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	第4類（引火点40℃以上に限る）		〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満		〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離	不要			
<input type="checkbox"/>	保有空地	不要			
<input type="checkbox"/>	詰替空地	注油設備の周囲に（容器詰替4,000リットル以下（2,000リットル以下ごとに仕切ったもの）のローリーへ注入のため）空地確保 懸垂式は、ホース機器の下方		則28条の59(2)①	
<input type="checkbox"/>	地盤面	GLより高く、傾斜・コンクリート舗装		則28条の59(2)②	
<input type="checkbox"/>	排水溝・油分離槽	必要		則28条の59(2)③	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要		9(1)3 則17、18	
<input type="checkbox"/>	専用タンク	地下タンクに限定（専用1基⇒30,000リットル以下） 設備基準⇒専用タンクの基準による		則28条の59(2)④ 則28条の59(2)⑤	
<input type="checkbox"/>	タンクからの配管制限	危険物配管⇒専用タンク等から固定給油設備等のみ 設置		則28条の59(2)⑥	
<input type="checkbox"/>	★固定給油設備	危険物が漏れない等 火災予防上安全な構造（省令）			
<input type="checkbox"/>	構 造	配管	金属製 ⇒ 0.5MPa以上10分間の水圧試験（不燃性液体、気体含む）	則28条の59(2)⑦	
<input type="checkbox"/>		給油管等	JIS K 6343「送油用ゴムホース」1種 安全継手（1.96KN以下の荷重で離脱）又は給油等の自動停止装置	則25の2	
<input type="checkbox"/>		吐出量	軽油⇒180ℓ/分 灯油60ℓ/分（車両に固定されたタンクの場合は、180ℓ/分）	〃	
<input type="checkbox"/>		外装	難燃性（不燃、準不燃、酸素指数26以上の高分子材料）	〃	
<input type="checkbox"/>		懸垂式	圧力急上昇時、自動的に配管内危険物をタンクに戻す装置の設置	〃	
<input type="checkbox"/>		ホースの長さ	5m以下（先端に弁を設ける）	〃	
<input type="checkbox"/>		懸垂式	地盤面上0.5m、半径3mを超える円を描くことができない長さ	17(1)⑩ 則25の2の2	
<input type="checkbox"/>		静電気除去	先端ノズルに蓄積する静電気の除去装置の設置（接地抵抗値1,000Ω未満）		
<input type="checkbox"/>	固定給油設備の位置	道路境界線⇒懸垂式→4m以上、最大注油ホース全長3m以下→4m以上 最大注油ホース全長3mを超え4m以下→5m以上 最大注油ホース全長4mを超え5m以下→6m以上 敷地境界線 ⇒ 1m以上 建築物の壁 ⇒ 2m以上（開口部なし 1m）		則28条の59(2)⑧	
<input type="checkbox"/>	懸垂式緊急停止	必要			
<input type="checkbox"/>	ポ ン プ 機 器	★分離設置のポンプ機器	下記の基準に適合するポンプ室に設置する場合、上記位置の基準は適用しない ・壁、柱、床、はり、屋根（上階の床）⇒耐火構造 ・出入口⇒自閉式特定防火設備 ・窓⇒設置禁止	〃 ⑨ 〃 ⑧	
<input type="checkbox"/>		★	上記位置の基準は適用しない	〃 ⑧	
<input type="checkbox"/>		電動機	・電動機の固定子は、危険物に侵されない樹脂が充てんされた金属製の容器に収納 ・運転中に固定子が冷却される構造 ・電動機の内部に空気が滞留しない構造 ・電線は危険物に侵されないものとし、かつ、直接危険物に触れない ・締切運転による電動機の温度の上昇防止措置	則24の2(1)①イ 則24の2(1)①ロ、ハ 則24の2(1)② 則24の2(1)③	
<input type="checkbox"/>		緊急停止	・電動機の温度が著しく上昇した場合 ・ポンプの吸引口が露出した場合	則24の2(1)④イ 則24の2(1)④ロ 則24の2(1)⑤イ 則24の2(1)⑤ロ	
<input type="checkbox"/>	設置基準	・油中ポンプ設備は地下貯蔵タンクとフランジ接合 ・地下貯蔵タンク内に設ける部分は、保護管内に設置（十分な強度を有する外装により保護されている場合除く） ・地下貯蔵タンクの上部に設ける部分は、危険物の漏洩点検可能なピット内に設置		則24の2(1)5ハ	
<input type="checkbox"/>	建 築 物	出入口	防火設備	則28条の59(2)⑪	
<input type="checkbox"/>		ポン プ 室	床	危険物の浸透しない構造、傾斜、貯留設備の設置	〃 ⑫
<input type="checkbox"/>			★照明等	必要（前記分離設置のポンプ機器のポンプ室は照明のみ）	〃 ⑭
<input type="checkbox"/>			★換気等	必要（可燃性蒸気の滞留するおそれのある室⇒強制換気）	〃 ⑬
<input type="checkbox"/>	上屋等	面積	上屋等の水平投影面積/敷地面積≤1/3	〃 ⑬	
<input type="checkbox"/>		構造	高さ2m以上、耐火構造又は不燃材料		
<input type="checkbox"/>	へい	場所	一般取扱所の周囲	〃 ⑩	
<input type="checkbox"/>		構造	高さ2m以上、耐火構造又は不燃材料（周囲に延焼のおそれがある建築物あるとき→防火上安全な高さ）		
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★（★のあるところ 審査 必要）		9(1)⑰	
<input type="checkbox"/>	配 構 造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)⑱	

<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上（接地禁止）、外面 要さび止め塗装	則13の4
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）	則13の5
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置	
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置	
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの	
<input type="checkbox"/>			呼び径 100A 以下	
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	
<input type="checkbox"/>		加熱設備	火災予防上安全な構造とする	

<input type="checkbox"/>	消火設備	消火困難	・・・・・・・・・・・・・・・・	必要（高引火点除く）	20	則34
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外			則35
<input type="checkbox"/>	★ 警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・	延べ面積 500 m ² 以上	21	則38
<input type="checkbox"/>		その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 非常ベル・拡声装置 <input type="checkbox"/> 警鐘		

			危政令等の根拠		
□	専用タンク等	地下タンクに限定 (1基⇒30,000リットル以下)	則 28 の 59		
		簡易タンクの設置は、認めない	〃 (2)④		
		設置基準⇒下記の基準による	〃 (2)⑤		
□	タンクからの配管	危険物配管 ⇒ 専用タンク等から固定給油設備等のみ	〃 (2)⑥		
□	地下タンク いずれかを選択	タンク室	地盤面下に設けられたタンク室に設置 (危険物の漏れ防止構造タンク除く)	13(1)①	
		位置	タンク頂部 ⇒ 地盤面下 0.6mm以上	13(1)③	
		相 互 間	0.5m 以上、漏れ防止構造不要	13(1)④、13(3)	
		通 気 管		圧力タンク以外のタンクに必要	13(1)⑧ 則 20(3)
					則 19(1)
		種 類	圧力タンク以外のタンクに必要		
		無 弁	直径 30mm 以上のもの、先端は水平より下に 45° 以上曲げ		
		大 気 弁	5KPa 以下の圧力差で作動		
		先 端 部 分	・屋外で地上 4m 以上、建築物の開口部から 1m 以上離す ・滞油するおそれのある屈曲禁止 ・細目の銅網等を設置		
		取 付 位 置	タンク本体頂部		
		地 下 部 分	・地盤面にかかる重量が直接通気管にかからないように保護 ・接合部分 (溶接等を除く) は損傷点検措置を講ずる		
		蒸 気 回 収 弁	常時 (注入時以外) 開放し、閉鎖したとき 10KPa 以下の圧力で開放すること		
		安 全 装 置	圧力タンク (最大常用圧力±5KPa を超えるもの) に必要		
		種 類	・自動的に圧力の上昇を停止させる装置 ・減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの ・警報装置で、安全弁を併用したもの ・破壊板 (危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限る)		
		自 動 液 面 表 示 装 置	油量液面計等の設置	13(1)8 の 2	
注 入 口	位 置	火災予防上支障のない場所 道路境界線から 3m 以上 (移動貯蔵タンクが道路上に駐車して注入することは避ける)	13(1)⑨		
	緊 結 金 具	注入ホース、注入管と結合でき、危険物の漏れないもの 結合形式 ⇒ ねじ込み式、回転歯止め式、差込歯止め式、フランジ結合式等			
	弁 等	鋼製その他の金属製の弁又はふたを設ける			
	静 電 気 除 去	付近に接地電極を設ける (第 2 石油類に限る)			
タ ン ク 室 設 置	タンク本体構造 (材質・板厚)	3.2mm 以上の鋼板又は以下の性能を持つもの ・地下貯蔵タンク等の自重、貯蔵危険物の重量、地下貯蔵タンクに係る主荷重並びに従荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なもの ・主荷重及び主荷重と従荷重との組み合わせによりタンク本体に生ずる応力は告示で定めるそれぞれの許容応力以下であること	13(1)⑥ 則 23 告示 4 の 47		
		水 圧 試 験	圧力タンク⇒最大常用圧力の 1.5 倍、それ以外⇒70KPa で 10 分間漏れ・変形しないこと	13(1)⑥	
	外 面 保 護	次の方法により保護すること (ただし、腐食のおそれが著しく少ない材料で造られた場合を除く) ・電気的腐食のおそれのある場所 ⇒ 告示で定める塗覆装及び電気防食 ・上記以外の場所 ⇒ 告示で定める塗覆装	13(1)⑦ 則 23 の 2(1)		
		タンク室構造	タンク (二重殻含む) とタンク室内側との間隔 ⇒ 0.1m 以上、乾燥砂の充てん	13(1)⑭ 則 23 の 4	
	防 水 措 置	タンク室の自重、地下貯蔵タンク等に貯蔵する危険物の重量、土圧等の主荷重並びに従荷重によって生ずる応力並びに変形に対して安全なもの主荷重及び主荷重と従荷重との組合せによりタンク室に生ずる応力は告示で定めるそ	13(1)⑭ 則 24		

第14節 一般取扱所
第23-1 チェックリスト（詰替え「専用タンク」）

				それぞれの許容応力以下であること	
<input type="checkbox"/>	タンク室	タンク室構造		二重殻タンクは上記タンク室の構造・防水措置の基準で作られたタンク室に設置する (ただし、第4類の危険物を貯蔵するもので、次の要件すべてに適合するものを除く) ・タンクの水平投影の縦及び横よりも0.6m以上大きく、かつ、厚さ0.3m以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆われていること ・ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造であること ・タンクが堅固な基礎に固定されていること	13(2)②
<input type="checkbox"/>	等	二重殻タンク タンク種別(いずれか選択)	鋼製	厚さ3.2mm以上の鋼板で造った貯蔵タンクの外側に厚さ3.2mm以上の鋼板を間げきを有するように取り付け、鋼板と地下貯蔵タンクの間げき内に満たされた鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体の漏れを常時検知する設備	13(2)① 則24の2の2 則23の2
<input type="checkbox"/>	れ		外面保護(いずれか)	・プライマーを塗装し、表面に覆装材を巻き付け後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆を厚さ2mm以上に仕上げる ・プライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ2mm以上に仕上げる	
<input type="checkbox"/>	か		鋼製強化プラスチック製	厚さ3.2mm以上の鋼板で造った貯蔵タンクの外側に厚さ2mm以上の強化プラスチックを間げきを有するように取り付け、強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知する設備	13(2)① 則24の2の2
<input type="checkbox"/>	ひ		外面保護	・強化プラスチックを被覆した部分(内側)はさび止め塗装、それ以外の部分はタンクの外面にプライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ2mm以上に仕上げる	則23の2
<input type="checkbox"/>	と		強化プラスチック製	強化プラスチックで造った貯蔵タンクの外側に厚さ2mm以上の強化プラスチックを間げきを有するように取り付け、強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知する設備	13(2)① 則24の2の2 則24の2の3 13(2)④ 則24の2の4
<input type="checkbox"/>	に		油種	貯蔵できる油種は、自動車用ガソリン、灯油、軽油、A重油(JISK2205の1種)に限定	
<input type="checkbox"/>	該		構造	当該タンクに作用する土圧及び貯蔵液圧等による内圧等に対して安全な構造	
<input type="checkbox"/>	当		漏れ防止構造	防水措置を講じた厚さ15cm(側方、下方は30cm)以上のコンクリートで被覆	13(3) 13(2)② 則24の2の5 則23の2
<input type="checkbox"/>	す	タンク構造等	・タンク本体構造(材質・板厚)はタンク室設置の基準により設置 ・タンクの水平投影の縦及び横よりも0.6m以上大きく、かつ、厚さ0.3m以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆われていること ・ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造であること ・タンクが堅固な基礎に固定されていること		
<input type="checkbox"/>	る				
<input type="checkbox"/>	こ	外面保護(いずれか)	・プライマー塗装し、表面に覆装材を巻き付け後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆を厚さ2mm以上に仕上げる ・プライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ2mm以上に仕上げる		
<input type="checkbox"/>	と		次のいずれかを設置(二重殻タンクは不要) ・タンク周囲に4箇所以上設ける管により危険物の漏れを検知する設備 ・タンク内の危険物の貯蔵量の変化を常時監視すること若しくは地下貯蔵タンク周囲の可燃性ガスを常時監視することにより危険物の漏れを検知する設備又はこれと同等以上の性能を有する設備	13(1)⑬ 13(2)柱書 13(3)柱書 則23の3	

第14節 一般取扱所
第24 チェックリスト（油圧装置等）

		どれか選択			政省令等の根拠	
指定数量の倍数		30倍未満	50倍未満	50倍未満		
<input type="checkbox"/>	施設の用途	油圧装置、潤滑油装置（危険物取り扱う設備を建築物に設けるものに限る）			則28の54(1)⑥	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	引火点100℃以上の第4類（100℃未満で取り扱うものに限る）			〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	50倍未満			〃	
<input type="checkbox"/>	保安距離	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲3m（屋内空地）	・・・・・・・・・・・・・・・・		則28の60	
		屋内空地のとれない部分⇒壁（出入口以外の開口部禁止）、柱 耐火構造				
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)③ 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材で造られた建築物内	建築物内	建築物内	則28の60(2)(3)(4)	
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建	地階可	平屋建て	〃	
<input type="checkbox"/>	建	壁	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	不燃材料（延焼のおそれのある外壁 ⇒ 耐火構造）	〃
			(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>	物	柱	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	不燃材料	〃
			不燃材料（排水溝 必要）	耐火構造	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>	構	床	液状危険物 ⇒ 浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要			〃
			は	(不燃材料)	耐火構造	不燃材料
<input type="checkbox"/>	屋根	上階有り	・・・・・・・・	耐火構造	・・・・・・・・	〃
		上階無し	(不燃材料)	不燃材料	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>	造	天井	(禁止)	・・・・・・・・	〃	
<input type="checkbox"/>	等	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備（窓⇒設置禁止）	特例防火設備（延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式） 窓⇒設置禁止	防火設備 ガラス⇒網入り（延焼のおそれのある外壁⇒自閉式特定防火設備 窓⇒設置禁止）	〃
			危険物を取り扱う設備	床に堅固に固定する	・・・・・・・・	床に堅固に固定する
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃	
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★（★のあるところ 審査 必要）			9(1)⑰	
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造（災害防止の付帯設備の設置 可）			9(1)⑬
		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置			9(1)⑭
		★加熱・乾燥	直火禁止（防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可）			9(1)⑮
		★加圧装置	圧力計及び安全装置			9(1)⑯ 則19
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照			9(1)⑳ 則28の60	
		タンク容量の50%の囲い設置	タンク直下にタンク容量の50%以上の囲い又は敷居設置			
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			9(1)㉑ 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上（接地禁止）、外面 要さび止め塗装			
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			
<input type="checkbox"/>			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置			
<input type="checkbox"/>			強化プラスチック製配管			
<input type="checkbox"/>		チック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの			
<input type="checkbox"/>			呼び径 100A 以下			
<input type="checkbox"/>	加熱設備	取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）				
<input type="checkbox"/>		火災予防上安全な構造とする				
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)㉒	

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	延べ面積 1,000 平方メートル以上	20	則 33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		則 34
<input type="checkbox"/>		電気設備			則 36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	警報設備	10倍以上で義務	21	則 38
<input type="checkbox"/>		自動火災報知設備	延べ面積 500 平方メートル以上		
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要 □自動火災報知設備 □電話 □非常ベル・拡声装置 □警鐘		

第14節 一般取扱所
第25 チェックリスト (切削装置等)

		どれか選択			政省令等の根拠
指定数量の倍数		30倍未満	10倍未満	10倍以上30倍未満	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	切削装置等(危険物取り扱う設備を建築物に設けるものに限る)			則28の54(1)⑦
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	引火点100℃以上の第4類(100℃未満で取り扱うものに限る)			〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満			〃
<input type="checkbox"/>	保安距離			
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲3m(屋内空地)		則28の60の2(3)
		屋内空地のとれない部分⇒壁(出入口以外の開口部禁止)、柱 耐火構造			
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)③ 則17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	不燃材で造られた建築物内	建築物内		則28の60の2(2)(3)
<input type="checkbox"/>	階数制限	平屋建	地階禁止		〃
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止		〃
<input type="checkbox"/>	建物	壁	不燃材料	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		区画部分	屋内空地の取れない部分⇒耐火構造	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>	物	床	不燃材料(排水溝 必要)	耐火構造	〃
			危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要	液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要	
<input type="checkbox"/>	構	区画部分	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止	
<input type="checkbox"/>	造	は	不燃材料	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		屋根	上階有り	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		上階無し	不燃材料	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>	等	天井	禁止	〃
<input type="checkbox"/>	出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備(窓⇒設置禁止)	特定防火設備 窓 ⇒設置禁止(延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備)		〃
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ⇒屋外の高所に排出する設備(防火ダンパー必要)			〃
<input type="checkbox"/>	★採光・照明	必要			〃
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑬
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)⑭
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止(防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑮
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置		9(1)⑯
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照			9(1)⑳ 則28の60の2(2)(3)
		20号防油堤	タンク容量の50%の囲いの設置	タンクの直下にタンク容量の50%の囲い又はしきいの設置	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)㉑ 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装		
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)	
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径 100A 以下		
<input type="checkbox"/>		その他	取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける		9(1)㉒	
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1,000平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの(高引火点除く) ・高さ6メートル以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの(高引火点除く)		20 則33 則34 則36
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外		
<input type="checkbox"/>		電気設備			
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務			21 則38
<input type="checkbox"/>		自動火災報知設備	延べ面積500平方メートル以上	
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要 □自動火災報知設備 □電話 □非常ベル・拡声装置 □警鐘	

第14節 一般取扱所
第26 チェックリスト (熱媒体油循環装置等)

指定数量の倍数		10倍未満	10倍以上30倍未満	政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	施設の用途	危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置 (危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る)		則28の54(1)⑧
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	高引火点危険物		〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	30倍未満		〃
<input type="checkbox"/>	保安距離		
<input type="checkbox"/>	保有空地		
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要		9(1)③ 則17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	建築物内		則28の60の3(2)
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止		〃
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止		〃
<input type="checkbox"/>	建物	壁	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	〃
<input type="checkbox"/>	物	柱	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造(液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要)	〃
<input type="checkbox"/>	構	区画部分	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止	〃
<input type="checkbox"/>		はり	耐火構造	〃
<input type="checkbox"/>	造	屋根	上階有り	耐火構造
<input type="checkbox"/>		上階無し	不燃材料	〃
<input type="checkbox"/>	等	窓	特定防火設備 窓 ⇒ 設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分 ⇒ 随時開放可能な自閉式特定防火設備)	〃
<input type="checkbox"/>	出入口			
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要・防火ダンパー		〃
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ⇒屋外の高所に排出する設備(防火ダンパー必要)		〃
<input type="checkbox"/>	採光・照明	必要		〃
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★(★のあるところ 審査 必要)		9(1)⑰
<input type="checkbox"/>	避雷設備	必要(周囲の状況により設置省略可能)	9(1)⑱ 則13の2の3
<input type="checkbox"/>	★静電気除去装置	必要		9(1)⑲
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の付帯設備の設置 可) 危険物の体積膨張による危険物の漏洩防止構造	9(1)⑲ 則28の60の3(2)
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置	9(1)⑳
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止(防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可) 危険物の過熱防止装置	9(1)㉑ 則28の60の3(2)
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置	9(1)㉒
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照		9(1)㉓
<input type="checkbox"/>	20号防油堤	タンク容量の50%以上(複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%)		則28の60の3(2)
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	9(1)㉔ 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装	
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)	
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置	
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置	
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの	
<input type="checkbox"/>			呼び径 100A 以下	
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)	
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする		
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける		9(1)㉕
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	延べ面積 1,000 平方メートル以上	則 33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外	20 則 34
<input type="checkbox"/>		電気設備		則 36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	10倍以上で義務		21 則 38
<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備	延べ面積 500 平方メートル以上	
<input type="checkbox"/>	その他	どれか一つ必要 □自動火災報知設備 □電話 □非常ベル・拡声装置 □警鐘	

第14節 一般取扱所
第27 チェックリスト (充てん、高引火点)

指定数量の倍数		10倍未満	10倍超～100倍未満	100倍以上	政省令等の根拠	
<input type="checkbox"/>	施設の使用用途	液体の危険物を車両に固定されたタンクに注入及び容器に詰め替える			則28の62(1)	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	引火点100℃以上の第4類(100℃未満で取り扱うものに限る)			〃	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
<input type="checkbox"/>	保安距離	必要(不活性ガスの高圧ガス施設、特別高圧線 除く)			則13の6(1)	
<input type="checkbox"/>	保有空地	3m以上			則13の6(2)	
<input type="checkbox"/>	必要な空地	充てん空地	注油設備の周囲に必要な空地を保有する(危険物を移送する配管を除く)		則28の58(2)④ 則28の58(2)⑤	
<input type="checkbox"/>		詰替空地	詰替え設備の周囲に必要な空地を保有する(危険物を移送する配管を除く) 懸垂式は、ホース機器の下方			
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)③ 則17、18	
<input type="checkbox"/>	設置場所	建築物内			則28の58(2)	
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階禁止			〃	
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造(70mm以上のRC造等)かつ出入口以外の開口部禁止			〃	
<input type="checkbox"/>	建築物構造等	壁	耐火構造又は不燃材料		〃	
<input type="checkbox"/>		柱	耐火構造又は不燃材料		〃	
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造又は不燃材料		〃	
<input type="checkbox"/>		はり	耐火構造又は不燃材料		〃	
<input type="checkbox"/>		屋根	耐火構造又は不燃材料		〃	
<input type="checkbox"/>		窓、出入口	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸		則28の62(3)2	
<input type="checkbox"/>	地盤面	GLより高く、傾斜・コンクリート舗装 貯留設備、周囲に排水溝の設置 第4類の非水溶性危険物 取り扱う設備 ⇒ 油分離装置を設置			則28の58(2)	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★(★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰	
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造(災害防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑬	
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)⑭	
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止(防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑮	
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置		9(1)⑯ 則19	
<input type="checkbox"/>	20号タンク	20号防油堤	該当タンク貯蔵所の基準参照(屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量の1/5未満のものを除く)		9(1)⑳	
<input type="checkbox"/>		20号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の50%以上(複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%)		則13の3	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)㉑ 則13の4 則13の5	
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上(接地禁止)、外面 要さび止め塗装			
<input type="checkbox"/>			支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		地下設置	材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの(火災により変形するおそれのない場合除く)		
<input type="checkbox"/>			接合部(溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く)の漏洩点検措置			
<input type="checkbox"/>		金属製配管	地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			則13の5
<input type="checkbox"/>			設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置			
<input type="checkbox"/>			強化プラスチック製配管			
<input type="checkbox"/>			日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
<input type="checkbox"/>		チック製配管	呼び径100A以下			則13の5
<input type="checkbox"/>	取り扱うことのできる危険物の種類(自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)					
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする				
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			9(1)㉒	
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	延べ面積1,000平方メートル以上		則33	
<input type="checkbox"/>		消火困難	600平方メートル以上1,000平方メートル未満		則34	
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外		則35	
<input type="checkbox"/>		電気設備			則36	
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備	延べ面積500平方メートル以上(10倍以上)		21 則38	
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要(10倍以上) <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 非常ベル・拡声装置 <input type="checkbox"/> 警鐘			

指定数量の倍数		10倍以下	10倍超～100倍未満	100倍以上	政省令等の根拠
<input type="checkbox"/>	規制の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 原則⇒棟又は1工程のプラント単位、かつ場所的に一体性を有すると認められる範囲及び保有空地 貯蔵用途部分⇒明らかに貯蔵を目的とする倉庫、タンク類は、別件として規制 			
<input type="checkbox"/>	最大取扱数量の算定	工程図等で分かりやすく示すこと (製品、原料等の品名、明示)			
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	引火点100℃以上の第4類 (100℃未満で取り扱うものに限る)			9(2)
<input type="checkbox"/>	保安距離	必要 (不活性ガスの高圧ガス施設、特別高圧線 除く)			則13の6(3)①
<input type="checkbox"/>	保有空地	3m以上			則13の6(3)②
<input type="checkbox"/>		作業連続等ある⇒小屋裏に達する防火上有効な隔壁で減免 可能			則13
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)③ 則17、18
<input type="checkbox"/>	建築物構造等	壁	不燃材料 (延焼のおそれのある外壁 ⇒ 耐火構造 必要)		9(1)⑤
<input type="checkbox"/>		柱	不燃材料		〃
<input type="checkbox"/>		床	不燃材料 (液状危険物 ⇒ 浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要)		9(1)⑤⑨
<input type="checkbox"/>		はり	不燃材料		9(1)⑤
<input type="checkbox"/>		階段	不燃材料		9(1)⑤
<input type="checkbox"/>		屋根	不燃材料		9(1)⑥ 則13の6(3)③
<input type="checkbox"/>	窓、出入口	防火設備又は不燃材料若しくはガラス (網入りガラス以外のガラスを含む。) 延焼のおそれのある外壁 ⇒ 随時開放可能な自閉式特定防砂設備 窓は設置禁止 ガラスを用いる特定防火設備は網入ガラス			則13の6(3)④⑤
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要			9(1)⑩⑪
<input type="checkbox"/>	★採光、照明	必要			9(1)⑩
<input type="checkbox"/>	屋外設備	液状危険物 取り扱う設備 ⇒ 周囲に0.15m以上の囲いまたは側溝等の設置 非水溶性危険物 取り扱う設備 ⇒ 油分離装置を設置 液状危険物 ⇒ 地盤面：浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要			9(1)⑫
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★ (★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造 (災害防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑬
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)⑭
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火禁止 (防火上安全な場所又は火災防止の付帯設備の設置 可)		9(1)⑮
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置		9(1)⑯ 則19
<input type="checkbox"/>	20号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照			9(1)⑳
<input type="checkbox"/>	20号防油堤	屋外にあるタンク→タンク容量の50%以上 (複数 最大タンクの50%+他のタンクの10%) 高さ0.5m以上 (条件により0.15m以上とすることができる⇒別記11「20号タンク」参照)			則13の3
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		9(1)㉑ 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上 (接地禁止)、外面 要さび止め塗装		
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの (火災により変形するおそれのない場合除く)		
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部 (溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く) の漏洩点検措置		
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食 (電気防食) 措置		
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの		
<input type="checkbox"/>			呼び径 100A 以下		
<input type="checkbox"/>		加熱設備	取り扱うことのできる危険物の種類 (自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)		
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上安全な構造とする			9(1)㉒
<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	延べ面積 1,000 平方メートル以上		則 33
<input type="checkbox"/>		消火困難	600 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満		則 34
<input type="checkbox"/>		その他	上記以外		則 35
<input type="checkbox"/>		電気設備			則 36
<input type="checkbox"/>	★警報設備	自動火災報知設備	延べ面積 500 平方メートル以上		21 則 38
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要 (10 倍以上) <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 非常ベル・拡声装置 <input type="checkbox"/> 警鐘		

			政省令等の根拠	
	指定数量の倍数	30倍未満		
<input type="checkbox"/>	施設の用途	ア. 吹付塗装作業等 イ. 洗浄 ウ. 焼入れ作業等 エ. ボイラー・バーナー オ. 油圧装置等 カ. 切削装置等 キ. 熱媒体等	19(1)	
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	ア. 第2類・第4類（特殊引火物を除く） イ・エ. 40℃以上の第4類に限る ウ. 70℃以上の第4類に限る オ・カ. 高引火点危険物を100℃未満 キ. 高引火点危険物に限る	則28の54	
<input type="checkbox"/>	危険物の数量	最大30未満であること	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	技術基準の特例	危政令第9条第1項第1号、第2号第4号～第11号 アイウエオカキの複合施設 危政令第9条第1項第1号、第2号第4号～第11号、第18号、第19号 オカの複合施設	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	組合せの禁止	可燃性の上記又は微粉（霧状の危険物をを含む、以下同じ）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性蒸気又は滞留するおそれの無い場合はこの限りではない。	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	保安距離	不要	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	保有空地	不要	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要	9(1)3	
<input type="checkbox"/>	設置場所	建築物内	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	階数制限	地階の禁止（ただし、エオのみの形態を除く）	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	防火区画	耐火構造（70mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（ただし、オカのみの複合施設は除く）	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	建	壁	耐火構造	消防危第28号
		区画部分	耐火構造（70mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（ただし、オカのみの複合施設は除く）	
<input type="checkbox"/>	物	柱	耐火構造	消防危第28号
		床	耐火構造 浸透しない構造、傾斜、貯留設備	
<input type="checkbox"/>	構	区画部分	耐火構造（70mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（ただし、オカのみの複合施設は除く）	消防危第28号
		は	耐火構造	
<input type="checkbox"/>	造	屋根（上階の床）	上階あり⇒耐火構造 上階なし⇒耐火構造（ただし、アイ以外の形態のみの複合施設は不燃材料でできる）	消防危第28号
		等	禁止 特定防火設備（延焼のおそれのある部分は、自閉式の特定防火設備）	
<input type="checkbox"/>	★換気設備	必要、防火ダンパー	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	★採光、照明	必要	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★（★のあるところ 審査 必要）	9(1)⑰	
<input type="checkbox"/>	静電気除去設備	必要（オカのみの複合施設は除く）	9(1)⑱	
<input type="checkbox"/>	附	★漏れ等防止	必要	9(1)⑬
<input type="checkbox"/>		★温度測定	必要（加熱する場合等）	9(1)⑭
<input type="checkbox"/>	帯	★加熱・乾燥	過熱を防止する設備（イキの危険物取扱形態を有する設備に係るものに限る） ウに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること	消防危第28号
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計及び安全装置	
<input type="checkbox"/>	備	★体積膨張防止装置	キの危険物の取扱形態を有する設備には、危険物の体膨張による危険物の漏洩を防止することができる装置を設けること	消防危第28号
<input type="checkbox"/>	20号タンク	材質等該当タンクの基準の例によること。エに掲げる危険物の取扱形態を有するものにあつては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を1/5未満にすること	9(1)㉔	
<input type="checkbox"/>	20号防油堤	20号防油堤の基準によること（容量が指定数量の1/5未満のタンクは除く）オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみの場合は、しきいを高くすることをもって囲いに代替することができる	消防危第28号	
<input type="checkbox"/>	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	9(1)㉑ 則13の4 則13の5
<input type="checkbox"/>		地上設置	地盤面上（接地禁止）、外面 要さび止め塗装	
<input type="checkbox"/>		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	
<input type="checkbox"/>		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）	
<input type="checkbox"/>		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置	
<input type="checkbox"/>			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	
<input type="checkbox"/>		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置	
<input type="checkbox"/>		強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適合するもの	
<input type="checkbox"/>			呼び径 100A 以下	
<input type="checkbox"/>			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	
<input type="checkbox"/>	加熱設備	火災予防上安全な構造とする		
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける	9(1)㉒	

<input type="checkbox"/>	消火設備	★著しく消火困難	1. 延べ面積 1,000 平方メートル以上 2. 他用途部分と開口部のない耐火構造の壁、床で区画されていないもの 3. 高さ 6m 以上で危険物を取り扱う設備を有するもの 4. 2 及び 3 については、高引火点のみを 100℃未満で取り扱うものを除く	20	則 33
<input type="checkbox"/>		消火困難	上記以外のもの		則 34
<input type="checkbox"/>		電気設備			則 36
<input type="checkbox"/>		★警報設備	10 倍以上で義務	21	則 38
<input type="checkbox"/>		自動火災報知設備	・延べ面積 500 平方メートル以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の壁、床で区画されていないもの（高引火点のみを 100℃未満で取り扱うものを除く）		
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 非常ベル・拡声装置 <input type="checkbox"/> 警鐘		

第14節 一般取扱所
第30 チェックリスト (蓄電池)

	指定数量の倍数	どれか選択			政省令等の根拠
		指定無 (屋外)	10 倍未満 (屋上)	30 倍未満	
<input type="checkbox"/>	施設の用途	蓄電池設備			則 28 の 54(9) 〃
<input type="checkbox"/>	危険物の指定	リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第2類又は第4類			〃
<input type="checkbox"/>	危険物の数量			〃
<input type="checkbox"/>	保安距離			〃
<input type="checkbox"/>	保有空地	設備の周囲 3m	囲い周囲 3m	則 28 の 60 の 4(4)
		建築物の壁及び柱まで 3m 未満の部分 ⇒ 壁 (出入口 (自動閉鎖の特定防火設備) 以外の開口部禁止)、柱 耐火構造	建築物の壁及び柱まで 3m 未満の部分 ⇒ 壁 (出入口 (自動閉鎖の特定防火設備) 以外の開口部禁止)、柱 耐火構造		
<input type="checkbox"/>	標識・掲示板	必要			9(1)3 則 17、18
<input type="checkbox"/>	設置場所	屋外	建築物の屋上	建築物内	則 28 の 60 の 4(3) (4) (5)
<input type="checkbox"/>	危険物を取り扱う設備 (配管は除く)	キュービクル式、堅固な基礎の上に固定 ※蓄電池設備は告示で定める基準に適合すること。	屋上に固定、キュービクル式 (鉄板で造られた外箱に収納)	則 28 の 60 の 4(4)③⑤ 則 28 の 60 の 4(5)②③④
			周囲に高さ 0.15m の囲い 囲いの内部 ⇒ 浸透しない構造、傾斜、貯留設備に油分離装置必要		
<input type="checkbox"/>	階数制限			地階可 則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>	防火区画			耐火構造 (70mm 以上の RC 造等) かつ出入口以外の開口部禁止 則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>	建物	壁	耐火構造		則 28 の 60 の 4(3) (4)
<input type="checkbox"/>		区画部分	耐火構造 (70mm 以上の RC 造等) かつ出入口以外の開口部禁止		則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>	物	柱	耐火構造		則 28 の 60 の 4(3) (4)
<input type="checkbox"/>		床	耐火構造		則 28 の 60 の 4(3) (4)
<input type="checkbox"/>	構	区画部分	浸透しない構造、傾斜、貯留設備 必要		則 28 の 60 の 4(3)
			耐火構造 (70mm 以上の RC 造等) かつ出入口以外の開口部禁止		則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>	造	は	耐火構造		則 28 の 60 の 4(3) (4)
<input type="checkbox"/>		屋上階有り	耐火構造		則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>		屋上階無し	不燃材料		則 28 の 60 の 4(3) (4)
<input type="checkbox"/>		天井		
<input type="checkbox"/>	等	出入口	特定防火設備 窓 ⇒ 設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分 ⇒ 自閉式特定防火設備)		則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>	★換気設備			必要 則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>	一般取扱所の用に供する部分			可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ ⇒ 屋外の高所に排出する設備 (防火ダンパー必要) 則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>	★採光・照明			必要 則 28 の 60 の 4(3)
<input type="checkbox"/>	★電気設備	★★電気工作物に係る法令の規定による★★ (★のあるところ 審査 必要)			9(1)⑰
<input type="checkbox"/>	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散 防止構造 (災害防止の附帯設備の設置 可)		9(1)⑬
<input type="checkbox"/>		★温度測定	加熱、冷却等あるもの 温度測定装置 設置		9(1)⑭
<input type="checkbox"/>		★加熱・乾燥	直火 禁止 (防火上安全な場所 又は 火災予防上の附帯設備の設置 可)		9(1)⑮
<input type="checkbox"/>		★加圧装置	圧力計 及び 安全装置		9(1)⑯
<input type="checkbox"/>	20号タンク			該当タンク貯蔵所の基準参照 9(1)⑳
<input type="checkbox"/>	20号防油堤			タンク直下にタンク容量の50%の囲い又はし 則 28 の 60 の 2(2) (3)
<input type="checkbox"/>	配	構造		設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない 9(1)㉑
<input type="checkbox"/>		地上設置		地盤面上 (接地禁止)、外面 要さび止め塗装 則 13 の 4
<input type="checkbox"/>		支持物		地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し
<input type="checkbox"/>		材質		鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能 則 13 の 5

				を有するもの (火災により変形するおそれのない場合除く)			
<input type="checkbox"/>	地下設置	接合部 (溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く) の漏洩点検措置			
<input type="checkbox"/>				地盤面にかかる重量が配管にかからないよう			
<input type="checkbox"/>				金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電		
<input type="checkbox"/>				強化プラスチック製配管	日本産業規格 K7013 及び K7014 に定める基準に適	
<input type="checkbox"/>					呼び径 100A 以下	
<input type="checkbox"/>					取り扱うことのできる危険物の種類 (自動車用ガソリン、灯油、軽油又は A 重油)	
<input type="checkbox"/>				加熱設備	火災予防上安全な構造とする	
<input type="checkbox"/>	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける	9(1)㉔			

<input type="checkbox"/>	消火	★著しく消火困難	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積 1,000 m²以上 ・高さ 6m 以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの (高引火点除く) ※指定数量の倍数が 100 倍以上は、冷却するための散水設備を包含するよう設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積 1,000 m²以上 ・高さ 6m 以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの (高引火点除く) ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの (高引火点除く) 	20	則 33	
<input type="checkbox"/>		設	消火困難	<ul style="list-style-type: none"> ・指定数量の倍数が 10 倍以上 ・延べ面積 600 m²以上 ※指定数量の倍数が 100 倍以上は、冷却するための散水設備を包含するよう設置 		延べ面積 600 m ² 以上	指定数量の倍数が 10 倍以上 延べ面積が 600 m ² 以上
<input type="checkbox"/>	備	その他	上記以外			則 35	
<input type="checkbox"/>		電気設備				則 36	
<input type="checkbox"/>	★	警報設備	10 倍以上で義務			21	則 38
<input type="checkbox"/>		自動火災報知設備	<ul style="list-style-type: none"> ・指定数量の倍数が 100 倍以上 ・延べ面積 500 m²以上 ・一般取扱所以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所 (一般取扱所とその他の部分を開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く) 			
<input type="checkbox"/>		その他	どれか一つ必要 <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 非常ベル <input type="checkbox"/> 拡声装置 <input type="checkbox"/> 警鐘				